

北播磨総合医療センター企業団監査執行規程

〔平成22年3月4日〕
監査委員規程第1号

改正 令和2年3月18日 企業団監査委員規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団監査委員条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第12号）第6条の規定に基づき、監査委員の職務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査等の基本方針)

第2条 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に当たっては、企業団の財務に関する事務の執行及び企業団の経営に係る事業の管理又は企業団の事務の執行が、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているか、あるいは常にその組織、運営の合理化に努め、その規模の適正化を図るようになされているかに特に意を用いなければならない。

2 監査等を実施する際の基準については、別に定める。

(監査等の種類)

第3条 監査等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 財務監査（定期監査、随時監査）
- (2) 行政監査
- (3) 議会の請求に基づく監査
- (4) 企業長の要求に基づく監査
- (5) 財政援助団体等に対する監査
- (6) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (7) 住民監査請求に基づく監査
- (8) 企業長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
- (9) 共同設置機関の監査
- (10) 例月現金出納検査
- (11) 決算審査
- (12) 基金の運用状況審査
- (13) 資金不足比率審査
- (14) 内部統制評価報告書審査

(定期監査)

第4条 定期監査は、毎年度あらかじめ定めた時期に行う。

(その他の監査)

第5条 第3条第1号から第9号までに定める監査のうち、前条に定める監査を除く監査については、監査委員において必要があると認めるとき、又は関係法令に基づく要求若しくは請求があったときに行う。

(監査通知)

第6条 監査を行うに当たっては、あらかじめ監査の対象となる事務事業の範囲及び日程等を事務事業の機関の長に通知する。ただし、緊急を要するとき、又は監査の目的によっては、この限りでない。

(監査資料)

第7条 監査を行うに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて、監査の対象となるその機関の長から監査に関する資料の提出を求めるものとする。ただし、緊急を要するとき、又はその必要を認めないときは、これを省略することができる。

(監査の方法)

第8条 監査のため必要があると認めるときは、自治法第199条第8項の規定により関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めるものとする。

(監査の公表)

第9条 監査に関する公表は、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定に基づき実施する。

(例月現金出納検査)

第10条 例月現金出納検査は、毎月の出納について翌月25日から翌々月10日までの間に行う。ただし、当該期間内に執行できないときは、変更することができる。

(決算等の審査)

第11条 第3条第11号から第14号までに定める審査については、企業長から求められたときに行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査委員の職務執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。